

平成23年第3回砂川市議会定例会

平成23年9月12日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算
〔予算審査特別委員会〕
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
一ノ瀬弘昭議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 9月12日
至 9月15日 4日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告

- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊

経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	吉 川 美 幸

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成23年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月15日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の砂川市地域防災計画及び砂川市水防計画について。砂川市地域防災計画及び砂川市水防計画は、平成11年に改正して以来12年を経過しており、改正以降に計画の基本となる北海道地域防災計画の改正や新たに公共施設が建設されるなど地域の実情も変化してきていることから、防災関係法令の改正などによる文言整理とあわせて全面改正を行い、7月27日に公表し、その後関係機関等へ配付したところであります。

次に、3点目の東日本大震災に対する対応について。(1)の義援金受け付け状況は、6月11日から9月5日まで11件、101万9,708円となっております。次に、

(2)の職員派遣では、6月26日から7月2日の期間、被災地、関係機関の要請に応じ市立病院の医師2名、看護師2名、薬剤師1名、事務職員1名を岩手県陸前高田市へ派遣したところであります。

次に、2ページ、4点目の大雨による被害状況について。活発な前線を伴った低気圧と台風の影響で、北海道では9月2日未明から7日未明にかけて局地的な大雨が降り、当市においても総雨量213.5ミリに達したところであります。当市としては、9月2日午前11時に砂川市災害対策本部を設置し、監視パトロール体制を強化して内水等応急対策に努めましたが、市内各所で被害が発生したところであります。豊栄町内地区等で道路が冠水したほか、水田や畑の冠水、のり面の土砂崩れ等の状況を確認しましたが、冠水した箇所も応急措置を講じ原状に回復したため、人的被害及び住家を損傷する被害はなく、災害対策本部は9月7日午前8時40分に廃止したところであります。被害の概要については記載のとおりであり、概算で2,108万5,000円の被害であったところであります。

次に、4ページ、広報広聴課の関係では、6点目の砂川市土地利用計画の策定に向けた取り組みについて。(3)、市民説明会の関係では、7月25日、26日、28日の3日間、北地区コミュニティセンター、地域交流センターゆう、南地区コミュニティセンターにおいて、国土利用計画砂川市計画、砂川市都市計画マスタープラン、砂川市緑の基本計画の見直しに当たり、砂川市の土地利用の基本的な考え方の説明会を開催し、28名の参加者から14件の意見があり、意見の概要と市の考え方を市ホームページで公表したところであります。

次に、7点目の砂川市第6期総合計画第1次実施計画の策定について。8月11日、本市の目指す「安心して心豊かにいきいき輝くまち」の実現に向け、砂川市第6期総合計画で示した基本施策の目標及び基本事業のねらいに基づき、総合的、経済的かつ計画的な事業の推進を図るため、平成23年度から25年度に実施すべき事業を具体的に示した砂川市第6期総合計画第1次実施計画を策定したところであります。

次に、8点目の平成23年度普通交付税の決定について。本年度の普通交付税は40億2,770万1,000円で、前年比2.3%の減と決定し、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても44億39万3,000円で、前年比4.1%の減となったところであります。

次に、5ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の協働のまちづくり懇談会について。6月14日、町内会連合会の役員24名と「市民との協働によるまちづくりをめざして」をテーマに、町内会活動の現状と課題、協働のまちづくりのあり方等について懇談したところであります。また、8月9日、NPO法人中空知・地域で認知症を支える会の役員3名及び砂川市地域包括支援センターの職員3名と「市民との協働によるまちづくりをめざして」をテーマに、各団体の活動における現状と課題や地域で高齢者を見守り支え

合っていく方策等について懇談したところであります。

次に、9ページ、市民部、社会福祉課の関係では、4点目の砂川市障害者地域自立支援協議会について。8月30日、障害者等が地域での自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、委嘱委員10名の出席により第1回協議会を開催したところであります。

次に、14ページ、経済部、商工労働観光課の関係では、7点目の無料観光サイクリング用自転車事業について。オアシスパークの眺望のよさを生かし、市民や観光客が水辺や外周路をサイクリングするための自転車を広報すながわ8月1日号で提供募集したところ、8月26日までに37台の提供をいただき、整備点検ができ次第、無料観光サイクリング用自転車事業を開始するところであります。

次に、8点目のメガソーラー施設建設候補地の提案について。太陽光発電施設による電力供給事業に参入する企業に対し、北海道では施設誘致を表明しており、市町村に対し候補地を募っていることから、砂川市は道央砂川工業団地を建設候補地とし、空知総合振興局を通じてソフトバンク株式会社、国際航業株式会社、三井物産株式会社、コスモ石油株式会社の4社へ提案書を提出したところであります。

次に、15ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について。各農作物はおおむね順調に生育しておりますが、トマトにつきましては裂化と灰色カビ病が目立っているため規格品が少なく、出荷量が少ない状況にあるところであります。

次に、21ページ、市立病院の関係では、2点目の損害賠償訴訟について。なべに入っていたエビを殻ごと食べたところ、のどに違和感と痛みを訴え、当院救急外来を受診しましたが、異常所見はなく、痛みも強くない状況であったため鎮痛剤を処方し、本人の希望により胸部レントゲン撮影を行いました。レントゲンには殻は映らないので、その旨を説明し、納得して帰宅したところであります。その際、翌月曜日に内科受診を勧めましたが、受診はなかったところであります。その後、激しい痛みを訴え当院救急外来を受診し、諸検査を実施した結果、異常所見は認められませんでした。本人の強い希望で入院したところであります。翌日、動脈瘤の拡大を認めたため処置を施行し、また食道せん孔から縦膈炎を確認したため、食道裂創の閉創手術を実施しましたが、開胸後に大量出血し、死亡したところであります。結果的に、エビの殻を誤って飲み込んだことによる食道の損傷であったにもかかわらず、病院が適切な処置を怠り死亡に至ったとして、5月16日、当該患者の父親より札幌地方裁判所に訴訟の提起を受けたところであります。

次に、3点目の工事の発注状況について。(1)の平成20年度に発注した病院改築工事の進捗率は96.38%となっているところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管であります、1点目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会について申し上げます。7月26日、滝川市において、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、道教委が9月に策定する平成24年度から26年度までの公立高校の配置計画の計画案について説明が行われました。この計画案では、空知北学区内において、平成25年度から赤平高校の募集停止が示されており、平成27年度から30年度までの4年間の見通しでは4から5学級相当の調整が必要であるとし、あわせて滝川市内において市立高校を含めた高校配置のあり方について検討が必要であり、また2学科以上設置し、欠員の生じている学校について、学科の見直しや定員調整の検討が必要であるとのことであります。

3点目のいじめの状況等に関する調査結果について申し上げます。市内小中学校の全児童生徒を対象にして、いじめの状況等に関する調査を5月9日から13日にかけて実施いたしました。調査票の回収率は90.9%であり、この調査結果に基づき児童生徒の聞き取り等を行い、いじめと認知したものは小学校が10件、中学校が11件、合計21件で、学校において指導を行った結果、いずれも解消されている状況となっております。

次に、社会教育課所管について申し上げます。2点目のジャリン子七夕、ジャリン子夏祭りについてであります。8月5日、地域交流センターゆうにおいてジャリン子七夕、ジャリン子夏祭りを子供や協力者など900名の参加を得て開催いたしました。ジャリン子七夕は、子どもセンター協議会、すながわスイートロード協議会、放課後子ども教室運営委員会、子ども会育成団体連絡協議会、砂川ロータリークラブ、砂川商店会連合会、国際交流ふれあい委員会、NPO法人ゆうで実行委員会を組織して、市内中心街での七夕パレード、ジャリン子夏祭り、流しそうめん、パンケの川の星流しなどを行ったところであります。ジャリン子夏祭りでは、子ども会育成団体連絡協議会が担当して、ステージイベントと遊びのコーナー中心に子ども会リーダーが主体となって企画運営を行ったところであります。子供たちは、商店会や実行委員会のメンバーなどとの交流を深めながら、文化や集団のあり方、みずから企画、運営する楽しさや大変さを学ぶなど、実りの多い夏休みの祭典となったところであります。

次に、3点目のあいさつ運動活動状況報告会について申し上げます。8月23日、公民館においてあいさつ運動活動状況報告会を36団体、47名の参加を得て開催いたしました。あいさつ運動は、あいさつ運動推進委員会が学校、家庭、地域が協力し、心豊かな子供の育成に努めることを目的として平成12年からスタートし、毎年市内で春と秋にそれぞれ4日間の計8日間行われ、昨年度は50団体から延べ3,993名の市民が子供の登

校に合わせ市内各所でおはようのあいさつを交わしました。報告会では、各団体が顔を合わせ、あいさつ運動の効果や意義などを話し合い、今後もあいさつ運動を盛り上げていくことを確認したところであります。

次に、図書館所管について申し上げます。2点目の学校ブックフェスティバルについてありますが、8月30日、空知太小学校において北海道立図書館の主催、砂川市教育委員会の共催により学校ブックフェスティバルを開催いたしました。この事業は、北海道立図書館所有の児童向け図書約1,600冊を空知太小学校の全校児童を対象に1人3冊まで貸し出しするもので、市内では初めての取り組みとなるものであります。当日は、市内在住の学校図書館推進アドバイザーのボランティアによる協力も得て、読み聞かせや仕掛け絵本、大型絵本、おはなし迷路の展示なども行われ、児童たちは体育館いっぱいに広げられた図書を楽しそうに選んでおりました。

以上申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議長 東 英男君 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の支払いについてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故損害賠償金を下記のとおり支払うものであります。

事故発生日は、平成23年4月18日月曜日午前10時30分ごろ。

事故発生場所は、砂川市西1条北3丁目1番15号、砂川郵便局駐車場であります。

相手方住所氏名、相手方車両名、本市運転手は記載のとおりであります。

本市車両名は、マツダファミリア、札幌77ね3665であります。

事故の概要は、本市車両が選挙業務のため駐車していた砂川郵便局駐車場で選挙用務を終え、西方向へ出ようとした際、目測を誤り、通路北側に駐車していた相手方車両と接触した事故であります。

過失割合は本市車両が10割で、示談年月日は平成23年6月13日であり、賠償金は7万5,600円であります。

支払い先は、滝川市本町5丁目5番29号、川田自動車整備工場、砂川市空知太西1条5丁目1番9号、株式会社トヨタレンタリース新札幌空知店であります。

賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の7万5,600円が補てんされるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第4号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第 4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第6、議案第4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) 議案第4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正され、体育指導委員がスポーツ推進委員に改められたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、3ページの議案第4号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付

しております。

改正は、別表第2条関係中の現行、体育指導員を改正後はスポーツ推進委員に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新病院南館の開院に伴い、急性期精神疾患及び高齢者認知症疾患の治療を明確にし、必要な病床数を確保の上、質の高い精神医療を提供するため本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。説明に当たりまして、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインで表示しております。

第3条第3項は、当院の病床数を定めており、精神病床を現行の103床から88床へ、総病床を計521床から506床に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成23年10月28日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

地方税制の関係につきましては、平成23年度税制改正大綱に係る地方税法等の一部を改正する法律案として本年1月に国会に提出されましたが、最終的に審議未了となったことから、3月末が期限となっている税負担軽減措置についてつなぎ法により6月末まで適用期限を単純延長した経過がありますが、今般再度期限の到来する税負担の軽減措置等を初めとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置を行うため、当初の法案から一部を分離して、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案として提出され、6月22日に可決、成立したことから、この地方税法の一部改正に伴い市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明をいたします。9ページをごらん願います。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条

項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条の砂川市税条例の一部改正から説明いたします。第26条第1項の改正は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の定めであり、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下にする改正規定であります。罰則関係の見直しについては、課税の適正化を図り、税制の信頼を確保する観点から国税や地方自治法での過料との均衡を図るために改正を行うものであります。

第34条の7の改正は、寄附金の税額控除の定めで寄附金の税額控除制度の拡充及び特例控除額の計算方法の改正規定であり、寄附行為の促進を図るため寄附金控除の適用下限額を所得税同様に現行の5,000円から2,000円に引き下げるものであり、その根拠条文について読みかえ規定を改正し、地方税法に根拠を求めるように条文を整理したものであります。

第36条の2第1項は、市民税の申告の定めで、第34条の7の改正による条文整理であります。

第36条の3第2項は、市民税の申告の定めで、地方税法施行規則の一部改正に伴う条文整理であります。

第36条の4第1項の改正は、市民税に係る不申告に関する過料の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理及び提出すべき申告書を提出しなかった場合の過料について、現行の3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第53条の10第1項の改正は、退職所得申告書の不提出に関する過料の定めで、退職所得申告書の不提出に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第61条第9項、第10項は、固定資産税の課税標準の定めで、地方税法の一部改正に伴い引用条項が変更になったことによる条文整理であります。

第65条第1項の改正は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の定めで、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第75条第1項の改正は、固定資産に係る不申告に関する過料の定めで、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第88条第1項の改正は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の定めで、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第95条の6の2の改正は、たばこ税に係る不申告に関する過料の定めで、新たにたばこ税の申告書を提出しなかった場合の不申告に関する過料について、10万円以下に定める条文を追加するものであります。

第113条の2の改正は、鉱産税に係る不申告に関する過料の定めで、新たに鉱産税の申告書を提出しなかった場合の不申告に関する過料について、10万円以下に定める条文を追加するものであります。

第115条第1項の改正は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の定めで、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第130条の4第1項の改正は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の定めで、不申告に関する過料について、3万円以下を10万円以下に改正するものであります。

第130条の10の2の改正は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の定めで、新たに特別土地保有税の不申告に関する過料について、10万円以下に定める条文を追加するものであります。

第130条の10の3は、特別土地保有税の減免の定めで、第130条の10の2が追加されたことに伴う条の移動であります。

第136条第2項は、都市計画税の納税義務者等の定めで、地方税法の一部改正に伴い引用条項が変更になったことによる条文整理であります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理で、根拠条文について地方税法に根拠を求めるようにするものであります。

附則第8条第1項、第2項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の定めで、免税対象牛を現行の2,000頭以内から1,500頭以内へ引き下げ、適用期間を平成27年度まで延長する改正及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第10条の2第3項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第16条の3第3項は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第16条の4第3項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第17条第3項は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第18条第5項は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第19条第2項は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の2第2項は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の

特例の定めで、第34条の7の改正による引用条項変更に伴う条文整理であります。

附則第23条は、都市計画税の課税標準の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴い引用条項が変更となったことによる条文整理であります。

次に、第2条の砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成20年5月に制定した市税条例の一部を改正する条例について、改正した適用日が到来する前に再度改めて改正が必要となったものであります。

附則第2条第7項、第14項、第19項の改正は、個人の市民税に関する経過措置の定めで、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長する改正であります。

次に、第3条の砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成22年4月に制定した市税条例の一部を改正する条例について、第2条と同様に改正した適用日が到来する前に再度改めて改正が必要となったものであります。

附則第1条の改正は、施行期日の定めで、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についての施行期日を2年延長する改正であります。

附則第2条第6項は、市民税に関する経過措置の定めで、附則第1条同様に施行期日を2年延長する改正であります。

次に、6ページに戻っていただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条には、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行するものであります。ただし、第1条の規定中、第1号に定めるものは平成23年10月20日から、第2号に定めるものは平成23年12月1日から、第3号に定めるものは平成24年1月1日から、第4号に定めるものは平成25年1月1日から施行するものであります。

第2条では市民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、第4条では都市計画税に関する経過措置、第5条では罰則に関する経過措置を規定しております。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成23年度以降から適用するもので、平成22年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上が地方税法改正等による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,206万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億8,358万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事

業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、14ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費1億6,271万2,000円の補正は、財政調整基金の積み立てにより財源調整を行うものであります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費19万9,000円の補正のうち修繕料14万6,000円は、軽スポーツ室天井に設置されている非常灯が破損したため修繕する経費であり、また駐車場外灯撤去工事費5万3,000円は、駐車場の外灯の劣化が著しいことから危険防止のため撤去する経費であります。

次に、16ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、障害者自立支援制度円滑化に要する経費39万9,000円の補正は、障害者自立支援法の一部改正に伴い10月1日施行のサービス項目の追加に対応するため障害者福祉システムの改修を行う経費であります。

同じく4目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者自立支援に要する経費10万円の補正は、地域で生活する障害者の方の相談支援体制の一層の充実強化を図るため、地域生活支援センターぽぼろに設置されたピアサポートセンターてくてくで活動するピアサポーターの研修に要する経費の助成であり、先進地の仲間と交流することで活動意欲を高め、地域に合った体制を構築することを目的とするもので、全額道補助金で行うものであります。

次に、18ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費39万2,000円の補正は、中小企業等振興条例に基づく人材の育成事業に対する助成として、株式会社ホリの従業員12名分の中小企業大学校受講料を全額助成するものであります。

次に、20ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金2,826万1,000円の補正は、平成22年度の国、道支出金などの精算分で生活保護費及び自立支援給付費等国庫負担金の返還金などであります。

以上が歳出内訳の補正予算でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。15款道支出金13万3,000円の増は、精神障害者自立支援事業の相談支援体制整備特別支援に係る10割補助及び障害者自立支援法施行円滑化事務費であります。

18款繰入金339万1,000円の減は、財政調整基金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金は、1億9,532万1,000円の増となりますが、これは平成22年度決算による繰越金に平成22年度をもって廃止された老人医療事業特別会計の繰越金を加えたものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から議案第2号、議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,831万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,625万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。1款総務費、3項1目特別対策事業費で42万円の補正は、平成23年4月診療分よりレセプトが電子化されたため、医療費分析ソフトレセプトマーカの更新に要する経費であります。

16ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で734万8,000円の補正は、平成22年度に交付された療養給付費等負担金の精算による返還金によるものであります。

同じく1項2目退職被保険者等過年度過誤納還付金で3,048万3,000円の補正は、所得構成による国保税の過年度過誤納還付金10万円、平成22年度に交付された療養給付費等交付金の精算による返還金の確定で3,038万3,000円によるものであります。

同じく1項4目出産育児一時金補助金過年度過誤納還付金で6万円の補正は、平成22年度に交付された出産育児一時金補助金の精算による還付金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款道支出金で42万円の補正、8款繰入金で570万3,000円の補正は、収支の均衡を保つため国保基金からの繰り入れによるものであります。

9款繰越金で3,218万8,000円の補正は、平成22年度の決算剰余金であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,67万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,707万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で212万8,000円の補正は、平成22年度支払基金交付金

を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

16ページをお開き願います。4款地域支援事業費、5項1目地域支え合い体制づくり事業費で68万1,000円の補正は、認知症基礎講座支援事業に要する経費として認知症高齢者を支えるボランティアの要請及び地域全体で認知症を支える体制づくりを支援するためNPO法人中空知・地域で認知症を支える会が開催する認知症基礎講座の内容充実を図るため講座開催経費の助成を全額道補助金で行うものであります。

18ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で1,986万6,000円の補正は、介護保険料の過年度過誤納還付金2万6,000円、平成22年度に交付された介護給付費等の精算による返還金の確定で1,984万円によるものであり、返還金はそれぞれ国、道、支払基金に返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。4款支払基金交付金で212万6,000円の補正は、平成22年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

5款道支出金で68万1,000円の補正、8款繰越金で1,986万8,000円の補正は、平成22年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号から第6号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第5号の市立病院の精神科の病床数の減の関係での総括質疑を行います。

最近では若い人たちがうつ傾向になるとかというようなことが多く、またさらにそれが進んでいくと自殺へ、最悪のケースということも考えられる中で、今回精神科の病床数を88床に減らすという条例の改正案が出ているのですけれども、この辺大丈夫なのかという点も含めて、病床数をなぜ減らすのかをお伺いいたします。

2点目に提案の理由の中で急性期の精神疾患及び認知症をとというような提案の理由があるわけですが、ここでいう急性期の精神疾患というのは一体どういうものなのか。あるいは、入院が必要な認知症、認知症の病床も今回つくるとというようなことでありますので、入院が必要な認知症、つまり医療としての認知症治療というのは一体どんなものが考えられるのかというようなことをお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 2点ばかりご質問がありましたので、それ

それぞれ答弁申し上げたいと思います。

まず、精神科の病床数を減らすことにつきましては、基本計画策定時に議会にお示ししておりますが、平成16年9月に厚生労働省が精神保健医療福祉の改革ビジョンを取りまとめ、平成27年までに精神病床2割削減するという方針のもと、できるだけ通院しながら在宅で暮らせるように福祉面での対策強化しながら35万床から7万床削減する計画を策定し、それに基づいて削減している状況にあるものであります。そのような中、当院においても患者さんができるだけ在宅で生活できるよう精神科作業療法に加え、平成20年度から精神科デイケアを開始したところであり、さらに去年はデイケアの実施回数を週4日から週5日にふやすなど、通院治療を強化しながら支援しているところであります。

また、当院の精神科の病床数につきましては103床であります。精神科の1日平均入院患者数につきましては平成19年度では82.5人、平成20年度76.0人、平成21年度79.7人、平成22年度72.1人であり、15床削減して88床といたしましても対応できるものと考えております。認知症患者を含め地域の福祉部門と連携を図りながら在宅での生活が可能となるよう支援してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、入院が必要な認知症疾患についてであります。激しい興奮や徘徊による問題行動、意識障害による幻覚、妄想などの精神症状が悪化した場合に入院の適用となり、介護者の疲労が強い場合も適用となるものであります。また、入院生活において昼夜のリズムをつけることや介護者の疲労回復を図り、介護者と良好な関係を保つことも治療の目的となるものであります。

次に、急性期の精神疾患であります。不眠、不安、またはトラブルなどで精神症状が悪化し、早急に治療を必要とする場合のことをいいます。この場合、症状の鎮静を最優先として心身の安全のため薬物療法、それから精神療法、精神科リハビリテーションなどの症状に合ったさまざまな治療を行うこととなります。

以上が認知症疾患及び急性期精神疾患の治療内容となっております。

以上であります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほどちょっと議案書忘れていってしまったので、質問がわかりづらかったのではないかなというふうに思うのですけれども、議案書を見ますと、改正の理由の中に南館の開院に伴って急性期精神疾患及び高齢者認知症疾患の治療を明確にし、必要な病床数を確保の上、質の高い精神医療を提供するというふうに書かれています。確かに今答弁のとおりで、基本計画のときも精神科は病床数を減らすのだというお話は私も特別委員の一人でしたので聞いてはいたのですけれども、この改正理由を読んでいますと、急性期の精神疾患と高齢者認知症疾患の治療にこれから砂川市の市立病院精神科は特化していくような意味合いなのかなというふうに思うのです。先ほど言ったように、今後とい

うか今は大分若い人たちもうつ傾向だとか、本当にさっきも言いましたけれども、それがさらに進んでいけば自殺への最悪のケースというようなこともあって、なるべく早い段階から精神科にかかって適切な薬とか療法をとっていくということが大事なことのだろうという中で、急性期精神疾患あるいは高齢者認知症疾患ということに特化されていってしまうと、全体的な精神科の治療というのはどうなるのかなというふうにちょっと心配があってお伺いをしているのですけれども、今103床から88床に減らす。減らしていても、今までの実績でいくと88床以下であったので、減らしても何とか十分な医療はできるというようなお答えもあったわけですが、改正の理由を読んだときに急性期精神疾患及び高齢者認知症患者ということが大きくクローズアップされているものですので、この減らされた88床のうちそれぞれ何床ずつになるのかということをお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 南館の開院後におきましては、基本的に急性期精神疾患と認知症に特化するという考えではなくて、今、混在した中で治療しているのも現状でございます。新しい南館につきましては、精神疾患、いわゆる統合失調症と、それから認知症、それぞれ施設の中できちっと分けした中で治療を進めていきたいという考えでございます。そうなりますと、当然88床の内訳としては、基本的には3階に老人病棟22床と、それから介護病棟22床、合わせて44床であります。それから、4階に閉鎖病棟21床と開放病棟23床というふうにして、それぞれ閉鎖と開放ありますけれども、開放の中でなおかつ認知症の病床を集中させて、そこで専門的な治療を行うというような考えでございます。ある意味では、環境を整備した中でやっていきたいということでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今ちょっと聞きづらかったのですけれども、つまり私はあえて改正の理由に急性期精神疾患、それから高齢者の認知症疾患の治療を明確にし、必要な病床数を確保の上というふうに書かれているものですから、そこに特化していってしまうのかなというふうに思ったのですが、文書の読み方が私が違う読み方をしたような感じもするのですけれども、今のお話でいくと、3階、4階というのは今図面もないし、今お伺いしたままなのでよくわからないのですけれども、つまりもうそこだけの人たちを入院させるとかということではなくて、例えば若い人たちがちょっと、外来は今までのとおりですから外来に行って、しばらく入院をされたらどうでしょうか、あるいはしばらく家で様子を見ていたら、ちょっとやっぱり家族が入院が必要かなというような状況、つまり急性期ではないけれども、少し入院が必要だという部分のところも、そういう人たちも十分受け入れられる病床数であるのかなというふうに思うのですけれども、その辺のところはさっき開放病床、閉鎖病床というようなお話もあったので、そういうふうな今までと同じような状

況をとりつつも、その高齢者の認知症あるいは急性期精神疾患をより明確にというのはか、充実した医療を求めていくのだというような理解でよろしいのかどうか確認をさせていただきたいのですけれども。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ただいま議員さん言ったとおり、医療につきましては現状と変わりありません。ですから、急性期といえども一般の統合であり、状況を見た中では入院をしていただくというような背景でございます。特に認知症につきまして、今現在一般病床と混在しておりますと、やはり患者さん同士のトラブルも発生しますし、それから治療を現状に集約することによって全体的に見れるという背景もありますから、先ほど申し上げましたのはやはり病状を明確にした中で治療していくということが前提であります。ただ、ある程度環境が整備されましたので、その中で統合失調含めて従前と変わらない体制では一応治療する方針ではありますので、極端に特化するということではありませんので、その辺についてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号から第6号までの一括総括質疑を終わります。
続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしまして会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時03分